

## Ⅱ 農業構造の部

この部には、農林業経営体数、農家数、農家世帯員数等農業構造に関する統計を収録した。

各統計の概要については、以下のとおりである。

### 1 農林業経営体数、農家数及び農業労働力

平成27年2月1日現在で実施した「2015年農林業センサス」の農林業経営体調査結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

#### (1) 調査の目的

本調査は平成27年を調査年とする農林業構造統計(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計)を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

#### (2) 調査の対象

(5) ア(「定義及び用語の解説」参照)に該当する全ての農林業経営体(試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。)を対象とした。

#### (3) 調査期日

平成27年2月1日現在で実施した。

#### (4) 調査の方法

農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査(状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。)により実施した。

#### (5) 定義及び用語の解説

##### ア 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(ア) 経営耕地面積が30 a以上の規模の農業

(イ) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積 15 a

②施設野菜栽培面積 350 m<sup>2</sup>

③果樹栽培面積 10 a

④露地花き栽培面積 10 a

⑤施設花き栽培面積 250 m<sup>2</sup>

⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭

⑦肥育牛飼養頭数 1 頭

⑧豚飼養頭数 15 頭

⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽

⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(ウ) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3 ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。)

(エ) 農作業の受託の事業

(オ) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については調査期日前1年間に200m<sup>3</sup>以上の素材を生産した者に限る。)

#### イ 農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、(ア)、(イ)、(エ)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

#### ウ 林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、(ウ)、(オ)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

#### エ 家族経営体

世帯で事業を行う者をいう。

#### オ 組織経営体

世帯で事業を行わない者(家族経営でない経営体)をいう。

#### カ 経営耕地

調査期日現在で経営している耕地をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地=所有地-貸付耕地-耕作放棄地+借入耕地

キ 農業経営組織別

- (ア) 単一経営経営体  
農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
- (イ) 複合経営経営体  
単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割未満の経営体をいう。

ク 総農家等

- (ア) 農家  
経営耕地面積が10a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。
- (イ) 販売農家  
経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
- (ウ) 自給的農家  
経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
- (エ) 土地持ち非農家  
農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯をいう。

ケ 主副業別

- (ア) 主業農家  
農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
- (イ) 準主業農家  
農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
- (ウ) 副業的農家  
調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

コ 専兼業別

- (ア) 専業農家  
世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
- (イ) 兼業農家  
世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

- (ウ) 第1種兼業農家  
農業所得を主とする兼業農家をいう。
- (エ) 第2種兼業農家  
農業所得を従とする兼業農家をいう。

- (オ) 生産年齢人口  
15～64歳の者をいう。

サ 経営者・後継者等

- (ア) 経営者  
農業経営に責任を持つ者をいい、農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定を行うといった日常の管理運営全般を主宰する者をいう。
- (イ) 農業後継者  
15歳以上の世帯員で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む。）
- (ウ) 経営方針の決定参画者（経営者を除く。）  
経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する、以下のいずれかの決定に参画した世帯員をいう。
  - ・生產品目や飼養する畜種の選定・規模
  - ・出荷先
  - ・資金調達
  - ・機械・施設などへの投資
  - ・農地借入
  - ・農作業受託（請負）
  - ・雇用及びその管理

シ 農業労働力

- (ア) 雇用者  
雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の接受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む）の合計をいう。
- (イ) 常雇い  
主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でも構わない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人をいう。
- (ウ) 臨時雇い  
日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の接受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。
- (エ) 農業専従者  
調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

(ウ) 農業就業人口  
 自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

(カ) 基幹的農業従事者  
 農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「主に自営農業に従事していた者」のことをいう。

（参考）世帯員の就業状態区分

区分		仕事への従事状況				
		自営農業のみに従事	自営農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しない
			自営農業に従事日数が多い	その他の仕事への従事日数が多い		
ふだんの状態	主に自営農業	基幹的農業従事者		農業就業人口	農業従事者	
	主に他に勤務					
	主に農業以外の自営業					
	主に家事・育児					
	主に学生					
	その他					

## 2 集落営農

「集落営農実態調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

- (1) 調査の目的  
 本調査は、集落を基礎とした営農組織について、全国統一的な基準により集落営農数及び取組状況を把握し、集落営農の育成・確保等に係る施策の企画、評価等に必要な資料を整備することを目的としている。
- (2) 調査の対象  
 調査は、全国の市区町村（調査実施時点における直近の農林業センサスにおいて、耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象とした。
- (3) 調査期日  
 平成27年2月1日現在で実施した。
- (4) 調査方法  
 調査は、実査機関から調査対象に対して調査票を郵送により配付し、オンライン調査システム、郵送又はファクシミリにより回収する自計調査の方法により行った。
- (5) 定義及び用語の解説  
 本調査における集落営農とは、「集落」を単位として<sup>注1)</sup>農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意<sup>注2)</sup>の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組

及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く。）をいう。

注1) 「「集落」を単位として」とは、集落営農を構成する農家の範囲が、一つの農業集落を基本的な単位として参加している場合や、複数の集落を一つの単位として構成する場合も含む。）

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半数の農家に参加している場合はこれを含めた。また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とした。

注2) 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」とは、集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとした。

- ア 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
  - イ 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。
  - ウ 集落の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
  - エ 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
  - オ 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
  - カ 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。
- ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含まないこととした。
- (ア) 農業用機械の所有のみを共同で行う取組。
  - (イ) 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組。

### この部についての照会先

経営・構造統計課 電話 (075)414-9630